

押印の廃止に係るワーキンググループ 報告書

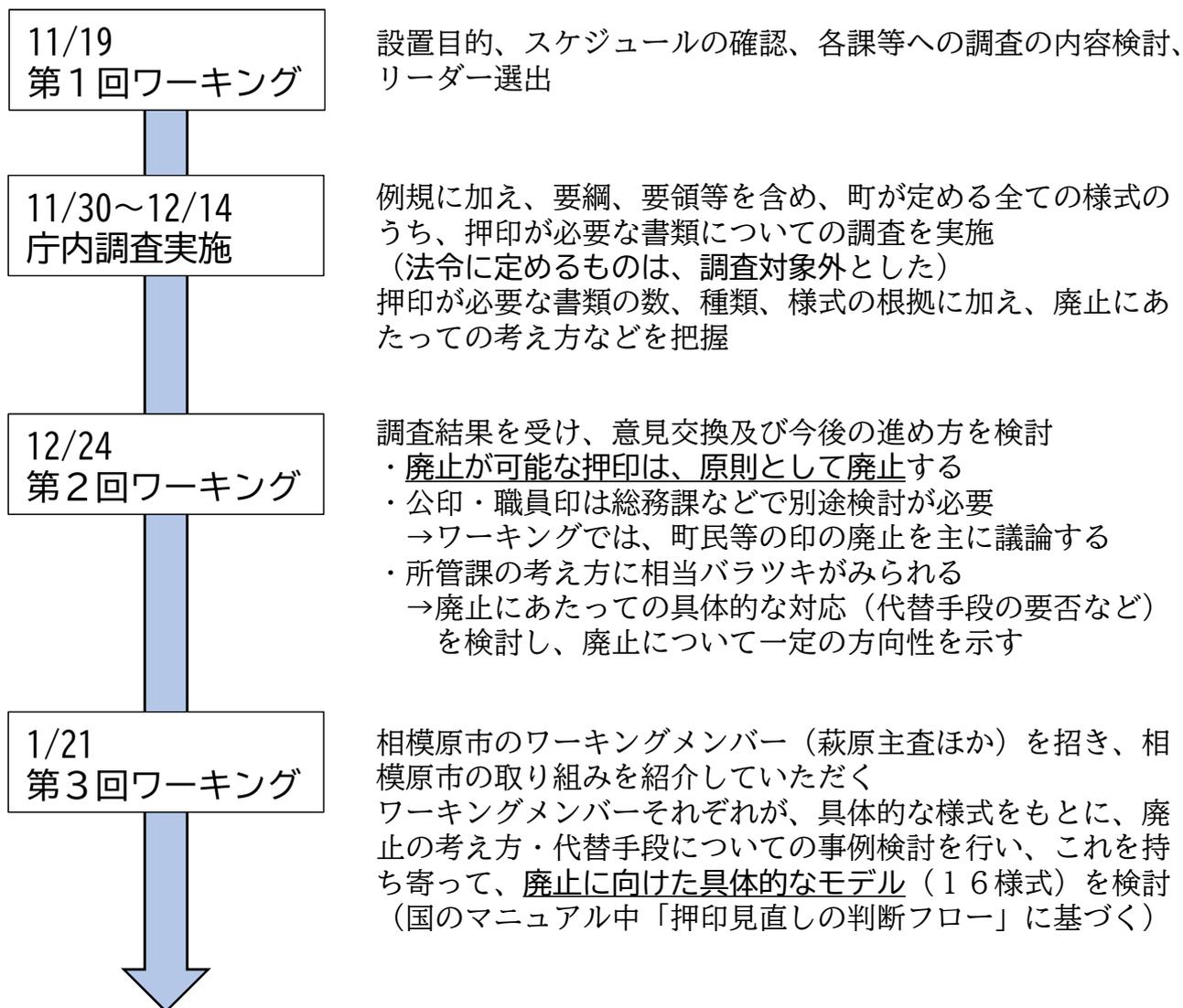
木村 俊介（税務課） 小林 稜典（国保年金課）

森久保 大輔（環境課） 松澤 恵里佳（会計課） 青山 加奈（監査委員事務局）

神戸 裕也（消防課） 岩崎 利典（水道事業所）

令和3年2月15日

1. 調査・検討の経緯



2. ワーキンググループからの提言

< 押印廃止の基本的な考え方 >

町民目線に立ち、押印は原則として廃止する

「行政手続きにおける申請者等の負担を軽減する」ことを重視し、町民の立場に立った視点から押印を見直します。町民等から求める押印については、根拠がない場合は直ちに廃止するほか、国が示すマニュアルに基づき、趣旨の合理性があるものは代替手段を検討した上で押印を廃止し、町民の利便性を高めます。

3. ワーキンググループでの検討結果

町の規則・要綱等や慣行により押印を求めている事務手続

- 押印を求める趣旨に合理性がないもの
- 押印を求める趣旨を他の手段により代替することが可能なもの

※判断には国が示す「押印見直しフロー」(p3)を活用
※町民等の押印の廃止をワーキングでの検討対象とした
(公印及び職員印については、別途検討を要する)

押印
廃止

- 規則改正の必要がない手続
- 規則改正が必要な手続
 - ➔ 原則として令和3年4月1日から廃止
 - ※ 規則・要綱等は一括で改正

■ 今回の廃止の対象としないもの (➔ 別途廃止等を検討するもの)

- (1) 契約書 (協議書、覚書など、契約書としての性質を備えているようなものも含む)
 - 地方自治法第234条第5項で記名押印が義務付けられているため
- (2) 国及び県の法令・条例・通知等により押印を義務付けている手続き
- (3) 請求書
 - 町予算決算会計規則第62条で請求書の具備要件を定めているため
- (4) 契約関係書類
(見積書や契約書に基づく各種手続きに係る提出書類、納品書、領収書等)
- (5) 押印を求める合理的な理由があり、押印以外の代替手段をとることが困難なもの

※(2)は、国及び県の方向性が示された場合、各課で対応。

※(3)(4)は、会計事務・契約事務執行の適正性を確保するため、事務フローを含む全庁的に統一した見直しが必要であり、更なる検討を要する。

※(5)は、担当課の判断により押印を求めることができるが、引き続き担当課に見直しに向けた取り組みを求める。

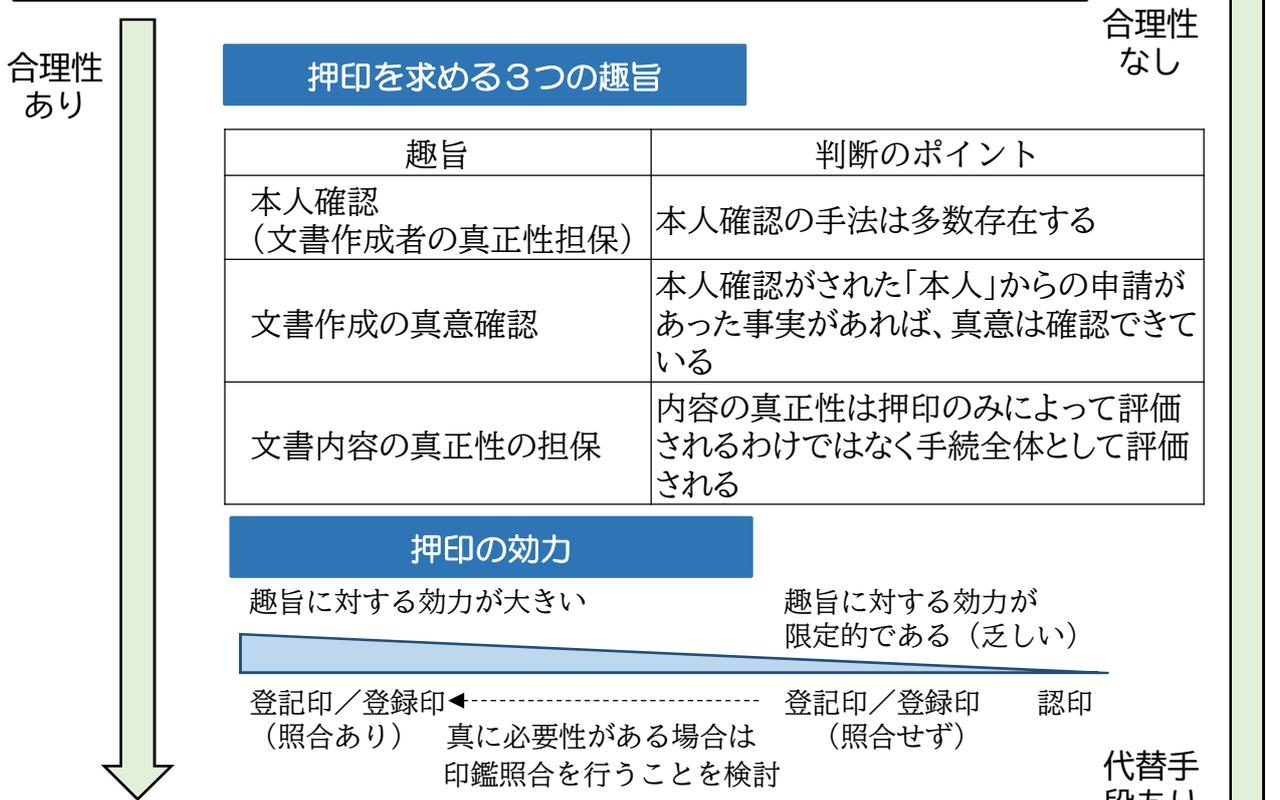
押印
存続

地方公共団体の条例等や慣行により求めている押印の見直しの判断基準

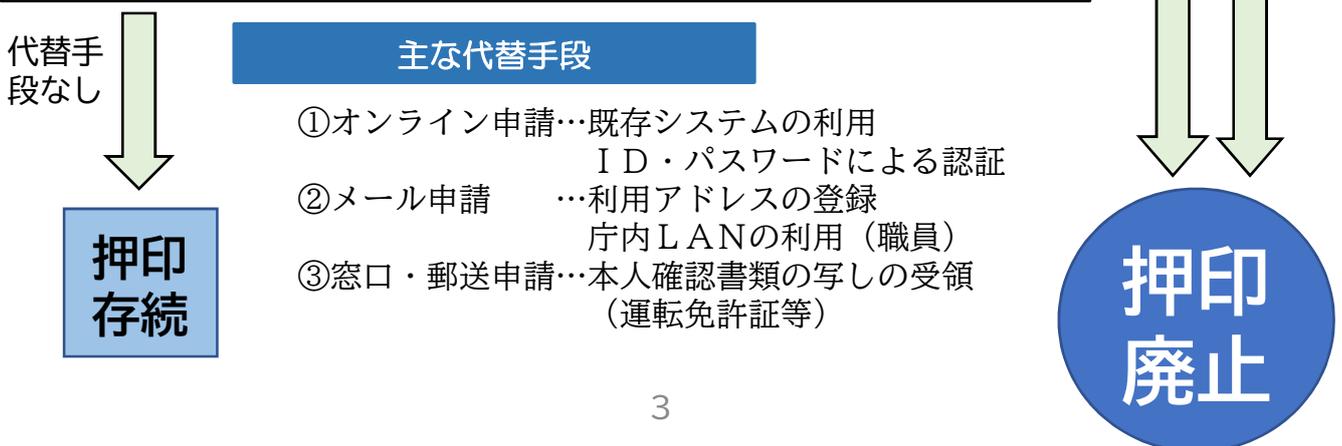
<参考> 「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（内閣府 令和2年12月18日）の概要

押印を求める趣旨の 合理性の有無の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、基本的に廃止する。 ○ 登記印や登録印の押印を求めているものでも、印鑑証明書の提出を求めているため印鑑照合を行えない場合には、押印を見直す。 ○ 制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、印鑑証明まで提出を求めることも考えられる。 ○ 印鑑証明書の提出を求めているものでも、必要以上に求めている場合には、提出を見直すことが考えられる。
-----------------------------	--

基準①：押印を求める趣旨の合理性の有無



基準②：押印を求める趣旨の代替手段の有無



押印廃止についての考え方

押印廃止WG第3回会議(令和3年1月21日開催)において、相模原市の押印廃止WGメンバーとの交流を持ち、その中で相模原市の取り組みについて共有いただき、判断に迷う個別の手続きにおける押印廃止に係る考え方をご教示いただきました。

各課における判断の参考として、その内容を次のとおり示します。

押印 廃止

■ 委任行為（委任・代理受領等）

申請者以外の第三者に申請や給付、受領等を委任する場合、委任状等を徴し、「委任する者」と「受任する者」の同意を確認しているが、同意の確認は、押印ではなく署名でも可能である。

※町に対する押印ではなく、委任者と受任者の民事的な手続き。

<押印を求める合理性あり> <代替手段あり>

■ 所得確認・未納がないこと等の確認に係る同意書

所得状況等の調査について申請者が「同意」しているかを確認できれば、押印にこだわることはなく、さらには別に様式を定めず、申請書等に同意を求める一文を入れる等により同意を得ることも可能である。

<押印を求める合理性あり> <代替手段あり>

■ 法人からの各種申請等

責任者名・連絡先を記載し、必要に応じて電話連絡などにより、法人としての提出であること及び真正性を確認することで押印省略は可能である。

<押印を求める合理性あり> <代替手段あり>

■ 書類の訂正

国は書類訂正時の方針(訂正印に代わるもの)を示していないが、全て訂正署名で対応できる。また、押印も署名も求めている手続きは、差し替えで対応できる。

※修正箇所を申請者と町が互いに同意(確認)していることが重要であることから、訂正箇所の有無にかかわらず、事前に「捨印」を求めるのはそもそも手続きとして×

■ 第三者の承諾書(工事関係)等

申請者の「権利が絡むもの」「工事等で一度取り掛かったら元に戻せないもの」等については、担当課の判断により押印を廃止していないものもある。

押印
存続

4. 押印の廃止状況

1/29～2/8
庁内各課への依頼

所管課に対しワーキングからの提言と検討結果を示し、最終的な廃止の可否と時期の報告を依頼した

調査結果

町が条例や規則、要綱等により
独自に押印を求めている様式 **1,027件**

840件(81.8%)を廃止

- ➔ このうち、813件(79.2%)の手続きは
令和3年4月1日に廃止
- ➔ 3件は令和3年度中に、24件は順次廃止する

187件(18.2%)

- 法令などの制約があるため、今回の廃止は見送る
- ➔ うち 12件(1.2%)契約書等(地方自治法)
13件(1.2%)その他法令による制約
- 代替手段がないなどの理由で今回の廃止は見送るが、引き続き検討を行う
- ➔ うち 104件(10.1%)請求書
(町予算決算会計規則で押印を求めている)
11件(1.1%)見積書・納品書当契約関係
… 契約担当などを交えさらに検討
47件(4.6%)代替手段をとるのが困難なもの

ワーキンググループでの検討結果に基づき、町が独自に定める様式1,027件のうち、およそ81.8%の手続きについて押印を廃止することとなりました。

しかし、これで終わりではありません。押印廃止は、行政手続きの書面主義から電子化に向けた取り組みのはじまりです。

5. ワーキンググループからの提案

押印 廃止

から、
はじまる未来

国は、いわゆる骨太の方針2020において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きできるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」としています。

このため、押印廃止に留まらず、今後は行政手続きの電子化を見据えた行政デジタル化に向けた取り組みを推進していく必要があると考えます。

行政デジタル化がもたらすもの

町民

にとつての
イイこと

好きな時間に、どこからでも、
簡単に手続きができる

複数にまたがる手続きを
まとめて完結させることが可能

来庁者数が減ることにより、
来庁した場合も待ち時間が短縮

愛川町を選ぶきっかけになれば、
人口増にもつながる

感染症等への感染リスクの軽減

住民サービス向上

職員

にとつての
イイこと

窓口対応が減る

電子決裁等の
仕組みが導入される

データでの保存、
ペーパーレス化が進む

少人数で対応可能

人員の効率的な配置が期待できる

分散勤務やリモートワークが可能

過去の文書の検索と閲覧が容易

文書の紛失を防げる

コスト削減

○ 経費(再生紙やトナー代、印刷費用、
文書保存や処分に係る費用、郵送代)

○ 時間(印刷製本する時間)

文書保存のためのスペース不要
→執務室内の整理整頓につながる

業務の効率化

行政デジタル化を実現するために

○ システムの構築・導入

- ・ 電子決裁(内部)
- ・ 電子証明書、電子決済、電子署名、タイムスタンプ等

○ 既存システムの活用

- ・ マイナポータル、e-kanagawa

○ 庁舎内Wi-fi環境整備

○ タブレット端末の導入

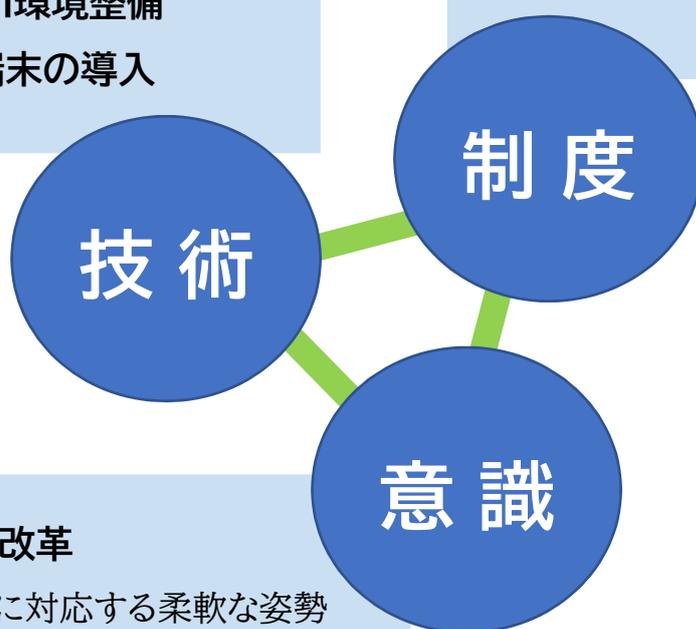
○ デジタル化に対応した

仕組みづくり

- ・ 条例、規則、要綱の見直し
- ・ 事務フロー、ガイドライン等の構築
- ・ 電子データ原本性の確保

○ デジタル化を推進する

専門部署の設置



○ 職員の意識改革

- ・ 新たな仕組みに対応する柔軟な姿勢
- ・ 法令等に基づいた適切な事務執行
- ・ 公務員倫理についての共通認識
- ・ 情報セキュリティに対する意識

→ 研修機会の充実

行政デジタル化を
実現するために
必要な3つの要素

課題

① セキュリティ対策の実施

※ データの改ざんや紛失の発生、個人情報や重要な技術書類などの流出といった重大な問題を招く可能性がある

② システム障害により閲覧や使用ができなくなった際の業務継続の方法を検討

③ 導入費用・維持管理費等のコスト負担

④ 高齢者や障がい者、パソコンの使用が困難な方等への対応